

平成24年 9月12日

平成24年 9月12日

標 茶 町 議 会

議案第56号・議案第57号・議案第58号

審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会記録目次

第1号（9月12日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第56号 平成24年度標茶町一般会計補正予算	4
議案第57号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	13
議案第58号 平成24年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	14
総括質疑	
川村多美男君	15
舘田賢治君	19
閉会の宣告	33

議案第56号・第57号・第58号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成24年9月12日（水曜日） 午後 1時00分 開会

付議事件

議案第56号 平成24年度標茶町一般会計補正予算

議案第57号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計補正予算

議案第58号 平成24年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

○出席委員（13名）

委員長	深見 迪 君	副委員長	田中 敏文 君
委員	松下 哲也 君	委員	長尾 式宮 君
〃	菊地 誠道 君	〃	本多 耕平 君
〃	林 博 君	〃	黒沼 俊幸 君（午後1時22分遅参）
〃	後藤 勲 君	〃	舘田 賢治 君
〃	鈴木 裕美 君	〃	熊谷 善行 君
〃	川村 多美男 君		

○欠席委員（0名）

なし

○その他の出席者

議長 平川 昌昭 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	池田 裕二 君
副町長	森山 豊 君
総務課長	島田 哲男 君
企画財政課長	佐藤 弘幸 君
税務課長	武山 正浩 君
管理課長	後藤 英之 君
住民課長	佐藤 吉彦 君
農林課長	牛崎 康人 君
建設課長	井上 栄 君
水道課長	妹尾 茂樹 君
育成牧場長	類瀬 光信 君
病院事務長	蛭田 和雄 君

議案第56号・第57号・第58号審査特別委員会記録

やすらぎ園長	山澤正宏君
教 育 長	吉原平君
教委管理課長	高橋則義君
指 導 室 長	青木悟君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	服部重典君

(議長 平川昌昭君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会を開会いたします。

(午後 1時00分開会)

◎委員長の互選

○議長(平川昌昭君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。後藤委員が年長委員でありますので、後藤委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時02分

(年長委員 後藤勲君委員長席に着く)

○年長委員(後藤 勲君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名、欠席1名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 委員長の互選については指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(後藤 勲君) ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(後藤 勲君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 委員長には、深見委員を推薦しますので、お取り計らい願います。

○年長委員(後藤 勲君) ただいま川村委員から、委員長に深見委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(後藤 勲君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には深見委員が当選いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時03分

(委員長 深見迪君委員長席に着く)

○委員長(深見 迪君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長(深見 迪君) 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長(深見 迪君) ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 副委員長には、田中委員を推薦しますので、お取り計らい願います。

○委員長(深見 迪君) ただいま川村委員から、副委員長に田中委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には田中委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時05分

○委員長(深見 迪君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第56号ないし議案第58号

○委員長(深見 迪君) 委員会に付託を受けました議案第56号、議案第57号、議案第58号を一括議題といたします。

議題3案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題3案の歳入歳出予算の補正は歳入と歳出に分け、議案第56号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第56号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員(本多耕平君) この衛生費の中で……

○委員長(深見 迪君) ページ数を言っていただけますか。

○委員(本多耕平君) 失礼しました。12ページです。

(「民生費」の声あり)

○委員(本多耕平君) まだそこまでいっていないの。

○委員長(深見 迪君) 民生費。

○委員(本多耕平君) 民生費だけ。失礼しました。

○委員長(深見 迪君) 衛生費は4款です。

鈴木委員。

○委員(鈴木裕美君) 民生費、業務委託料、障害福祉の関係で、虐待防止センターへの委託というふう聞こえましたが、これらの内容、それからこの150万円は年間の委託料になるのか、あるいはこれらのPR等々について、どのような形でされるのかも含めて伺っておきたいと思えます。

○委員長(深見 迪君) 住民課長、佐藤君。

○住民課長(佐藤吉彦君) お答えいたしたいと思えます。

これにつきましては、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」というのが改正されまして、本年10月から、市町村障害者虐待防止センターを市町村の責務として設置しなければならないという新たな項目が加わりました。それに対応するため、現在、その設置につきましては、いろんな形式でそれぞれの町村がやられるのだろうと思うのですが、その体制を自前で整えるのは現在の職員のスタッフの中では当面難しいという判断がございますので、これらの業務を委託するという事で現在調整を進めております。当面考えておりますのは、現在、地域活動支援センターが業務委託を行われておりますので、関連するという事も踏まえまして、そこを業務委託先という一つの案という形で現在検討しております。

先行する形で釧路市におきましては、既に4月からこの業務をセンターに委託しているという形もございますので、それらを参考にしながら作業を進めたいと思えますが、もちろんまだ細かい役割等についてはこれから協議を進めるということになっていきますので、決まり次第、周知方法については考えたいというふうに思っております。

○委員長(深見 迪君) よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

舘田委員。

○委員(舘田賢治君) 介護保険の552万円の繰り出しなのですが、これは財源は一般財源でないようではございますけれども、何なのですか。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

財源内訳としましては、福祉基金の支消金でございます。

○委員長（深見 迪君） よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 12ページの環境衛生費の関係ですけれども、今回、補正で200万円、これについては環境保全協議会への助成金となっておりますけれども、かなりの増額であります。この内容を知りたいのと、もう1点、協議会のどのようなメンバーになっておられるのか、さらに負担金がといたしますか、助成金がふえるわけですから、その分担はどのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） ただいま質問のありました助成金の200万円につきましては、厚岸町と標茶町で別寒辺牛川、ホマカイ川の流域環境保全協議会を構成しておりまして、これにつきましては、主な目的としましては、厚岸町の水道水源である両河川の水質保全を進めるといのが最大の目的、厚岸湾に注ぐ水質の保持というのももちろんありますが、そういう形で両町、それから厚岸の漁協、それから両町の農協が主な構成団体となりまして、水質浄化に取り組む活動を展開しております。

今回の200万円の内容につきましては、平成21年度から、カキ殻を使って水質浄化の実験をこの協議会で行っています。それで、本年につきましても、両町で200万円ずつ出し合ってこの事業を展開するという内容でなっています、この財源につきましては、歳入のほうにはありますが、北海道のいきいきふるさと推進事業補助金ということで、200万円同額助成されるという形で事業の財源になっております。

○委員長（深見 迪君） よろしいですか。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 特に今のお話の中で、カキ殻を使っての浄化試験ということをお聞きいたしましたけれども、その具体的な事業をもう少しお聞きしたいのですけれども。

○委員長（深見 迪君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） カキ殻をネットの中に閉じ込めまして、それを河床に定着させて、いろんなパターンがあるのですけれども、明渠型で上にふたをしないでやるパターンと、暗渠型といましてさらに上にシートをかけてやるパターンという形でこれまで行われていまして、ことしにつきましては、暗渠型という形で、シートを上にかけて、その中を水が流れてカキ殻によって浄化をされるという形になっております。それで、21年度から3年間、実証実験という形でやっているのですが、それらの明渠、暗渠につきましても、一定の浄化の効果が確認されたということで、今年度も道の事業を利用しながら展開しているということでございます。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） 単純で悪いのですけれども、商工団体の補助金の450万円はどういう内容の補助なのでしょう。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

商工会が発行予定でありますプレミアムつき地域商品券の発行への補助でございまして、20%分のプレミアムがついた商品券の発行を予定しております。20%ということで1万円で1万2,000円分の商品券が購入できるということで、2,000円掛ける2,000セットで400万円、それから事務費で20万円、年明けの抽選会への補助で30万円、合計で450万円の補助をしたいと思っております。

○委員長（深見 迪君） よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

田中委員。

○委員（田中敏文君） 観光費の中で修繕料ということで128万1,000円、この内容について伺いしたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 修繕費の中身でございまして、グリーンヒル多和の施設の補修とコッタロ展望台階段の補修の費用でございまして。

○委員長（深見 迪君） よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 道路の維持費ということで、今回、一般財源の中で1億円というかなりの額が発生されております。補修工事請負費となっておりますけれども、もう少し具体的に、かなりの額でございまして、説明を願えればと思います。

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

今回の補正で提案させていただいている内容でございまして、当初予算であります維持費の中で、春からさまざまな維持補修をやってきました。その中で、かなり今年度も年数がたっている舗装道路の穴だったり、さまざまな少額工事を出してきました。その中でもかなりの本数

を出した関係で、当初予算でこれをやろうと思っていたところがまだ終わっていないところ、それから新たに地域要望で取り残っていたもの、それから町民の皆様の情報をいただいでうちのほうで確認した結果、これについては今回の補正で直したいなというところを含めて提案させていただきました。

具体的には、工事内容の分類からいきますと、舗装の1層舗装で、通行していただいでいたところ、ところが年数がたってきて亀の甲状にクラックが入ってしまったりだとか傷んでしまっているようなところを路盤から補修するもの、それから舗装の表面が傷んで路盤が入っているところについては舗装で補修するもの、それから路線で縁石等も含めて傷んでいる歩道の補修等を、工種的にはそういうようなものでございまして、場所的には、全町的に路面とか、ますの補修とかが新たにこれから例年どおり出てくるだろうというもので約300万円ぐらい今予定してございまして、それから標茶市街地では麻生平和通、それから開運の狭い道路の舗装になっているところ、それから工業団地内の舗装が波打っているところ、それから常盤の1層舗装が傷んでいるところ等を今予定してございまして、そのほかに磯分内の下水道事業と連携しているところの昨年から既に連携してやっている部分も、継続してこの補正で上げさせてもらいました。それから、虹別地区の市街地になりますけれども、これも舗装が傷んでございまして、以前から地域要望がありました、少し様子を見させていただいてございまして、これについても取りかかりたいということで補正で上げさせていただきます。それから、磯分内の栄地区でも舗装がかなり傷んでいる、小林地区なのですけれども、これについても部分的な補修をやりたいなというふうに思っています。

ただ、今この1億円というお金で補正をお願いしているわけですが、道路維持の場合に、突然にすぐ補修しなければならないような維持的なもの、これより今この中に入っていないけれども優先的にやらないとならないものが突然出てきたりしますので、あくまでもこの中でも、今予定している中でも優先順位を持って取りかかっていたいと思っています。また、新たに優先順位の高いものが出てきましたらば、それらのことも含めて道路管理上、優先順位の高いものから執行したいと思っております。

○委員長（深見 迪君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） ただいま担当の課長から、この1億円についてのお話をお聞きいたしました。

今、課長お話しのように、地域要望も十分聞いてきていると。さらにはまた、これからの方が一に備えることも含めてということなわけですが、額が1億円ということで、今、課長のほうから金額的に明示したのは300万円の舗装がどうのこうのというくらいで、地区的には7つか8地区を挙げられて、必要な箇所、修復しなければならない箇所等々のお話がありましたけれども、どうもこの予算の組み方として、一般財源から持ち出すわけですから、もう少しこの地区にはどのくらいの予算を組んでいるというような私は欲しいのですが、それは結果としてでないか出てこないわけですか、どうなのですか。

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

実施設計をまだ組んでいない状況なので、路線ごとの概算で申し上げます。

先ほど申し上げました全町的なます補修等、のり面の補修等で300万円。

それから市街地、麻生平和通、街路の平和地区の麻生のほうに向かっていく道道の交差点の左側といいますか、児童館のそばになるのですけれども、ちょっと水のたまるところがございまして、交通量も多いことから、ここの平和通の舗装補修に200万円。

それから、下水道連携の関係で下水道の車道舗装、それから歩道のあるところは歩道の縁石等も修繕していくということで、磯分内基線の一部。それから、磯分内市街2号線、これは駅前に脇田さんというお店屋さんがあるのですけれども、その通りの下水道のやる区間。それから、磯分内市街5線、これは脇田さんから入る国道と平行している道路と直角に交差する道路があるのですが、これも下水道事業と連携してやる部分で予定しています。磯分内基線が850万円、磯分内市街2号線が500万円、磯分内市街5線が300万円を予定しています。

それから、虹別市街東11線、これにつきましては、虹別の市街地、パークゴルフ場のほうに近い道路になるのですけれども、1層舗装がかかっておりまして、簡易舗装が傷んでいるということで、これは地域要望で以前からあったもので、これが850万円。

それから、開運6号線、標茶市街になります。これは開運町のお寺さんの付近になるのですけれども、これとそれから開運4号線、お寺さんの前の通り、これに関連して横線も、開運2線になるのですけれども、このあたりで連続して歩道等の補修等、一部車道もやりたいと。縁石等もやりたいということでございます。それから、これが開運6号線で200万円。それから、開運4号線で1,660万円。

それから、上茶安別地区で今防衛事業で行っております駅裏の通りを上がってきまして目黒さんというお宅があるのですけれども、そのの上っていく町道が非常に勾配がありまして、その排水、整備されているのですが、勾配の関係で詰まってしましまして、再三、雨のために難儀しているところございまして、これの補修に300万円。

それから、小林栄線で200万円、これにつきましては、磯分内小林コミュニティハウスから相内さんのほうに抜ける、これは1層舗装が傷んでおりまして、これの部分的な舗装補修で200万円。

それから、常盤につきましては、市街地に戻りますが、常盤で、橋本家電さんの短い路線、これも1層舗装がかかって傷んでいるところです。これは路盤から舗装をやり直したいと思っています。それから、その隣の孫悟空さんの通りなのですけれども、これも1層舗装でなっていたのですけれども、これも路盤が不足しているということで傷んでおりまして、これも短い路線になります。常盤2号が500万円、常盤1号が420万円。

それから、同じ常盤で、ダイハツさんとか弟子屈のほうに向かう国道から大和さんとかもつと奥になるのですけれども、行きどまりの町道になるのですけれども、釧路川のほうに向かっていく、お宅で言うと大森さんというお宅が一番最後の家になるのですが、非常に短い路線がありまして、これも舗装が非常に傷んで、へこんで水がたまったりなんかしているものですから、これも以前から何とかしたいというところございまして、これにつきましては120万円。

それから、最後に平和のほうになりますけれども、工業団地内のヤンマーさんから入っていく通りなのですが、これの関連で3路線またがるのですけれども、旭13、旭9線、旭8号線と3路線の車道の路盤からの再整備ということで、3路線で3,600万円を今考えています。

これで総額で1億円という形で今予定しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、まだ実施設計を組んでいない状況でございますので、どれかで調整しなければならないこともあり

ますし、それから先ほど言っていたように、突然の優先順位の高いものが出てきましたら、全てをやるというふうにはできないかもしれません。そのあたりはご承知の上、ご理解のほどお願いいたします。

○委員長（深見 迪君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 長くなって申しわけないのですけれども、今、説明を聞きますと、かなり市街地も含めて全町的な要望の中で補修等あるいはまた整備をしていくということが、この一般財源の中の補正でもって組まれていることがよくわかりました。ただ、かなりの事業箇所があるかと思えます。実施に向かって、いわゆる工事業者というものの考え方としてはどのようなお考えでおられるでしょうか。

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） この9月補正でお願いする上では、今、委員おっしゃられたとおり、冬工事のことも意識して、工期的なことも考えて今回選定させていただきました。実は地域要望も、それから道路管理者としてのものもまだやりたいところ、実はあります。しかし、今回選定させていただいて、今、特に申し上げた部分というのは、できるだけ冬工事まで持っていかないで終われるだろうな、または今少しでも手をつけないと道路管理上危ない目に遭わせるなというようなことも含めて考えて選定しているところでございまして、ご質問の業者の選定につきましては、これは最終的には指名委員会で決定することですけれども、これまでの例でいきますと、町内土木業者10社ありますので、その中でも特に、これが路線ごとに分割して出すか、今、検討しているところなのですけれども、その内容によって、多くは軽微な工事の内容になって、業者もそのような中で指名委員会選定されるものと思っております。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 今でちょっと関連して参考のために聞かせていただきたいのですけれども、それなりの箇所についてやるということは今報告のとおりなのですけれども、ただ金ありきで工事をやっているものなのか、工事の箇所があったのでその金額になったのか、よくわからないのですけれども、ただ、余りに200万円、300万円、道路維持の関係では200万円、300万円といっても、さほどの仕事ができるような気がしないのです。正直なところ、舗装にパッチを張ったぐらいでは逆にでこぼこが起きて非常に走りづらい部分もありますし、この辺のところ、同じやるのであればもう少し少なくてもいいからきちっとしたことをやることによって、これから先、その道路が保全されるというような感覚もありますけれども、ただちょこちょこパッチを張ったようなことばかりやっていることによって、余りいい効果ができないような気もしないでもないのですけれども。

それと、順番制といいますか、やる箇所の問題ですけれども、きょうもこうやって見ると町内会長さんが来ておられますけれども、これはどのような要望に従ってこの順番を決めているのか、例えばそういう集会の中でそういう箇所から言われて順番づけを当然しているのだろうと思えますけれども、役場の職員がある程度見て回って、ここの場所はこうだなということでやっているものなのか、よくわからないのですけれども。

それと、よく見ると縁石がよく欠けているのです。これは、冬の除雪の関係で、グレーダーなりショベルでもってやるのだろうと思えますけれども、あれは非常に欠けたらひどく格好の

悪いものなので、取りかえることによってまた色も変わってくる、いかにも取りかえましたよということがよくわかるのですけれども、この辺も含めて除雪業者には、除雪の段階では十分に注意してできるだけ削らないような方法をやはりやる必要があるのではないかなというふうに思っていますので、その辺も考慮しながら考えていただければなと思っております。

以上です。

○委員長（深見 迪君） 後藤委員、できれば説明にかかわっての質問にさせていただきたいと思うのです。もしご意見があれば、総括質疑のほうでやってください。

建設課長、井上君。簡潔にお願いします。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

まず、除雪業者への縁石の補修、傷めについては、今、委員ご指摘のとおり、注意していただくようさらにお願ひしていくことといたしたいと思ひます。

それから、市街地の部分かなと思ひます。優先順位、どのようにということかなと思ひます。すけれども、基本的には地域さんの場合には要望懇談会等で情報をいただけるという部分がございます。市街地につきましては、やはり私どもの担当の職員、それから住民の方々から情報をいただいたりして、見に行くようにしてあります。その中で、ここはやはり急がなければならぬなというところはパッチや何かでやらざるを得ない。それから、やっぱりどうしても、委員おっしゃったとおり、手をつけるとお金がかかる部分がありますので、その予算とにらみながらパッチングしたりせざるを得ないなというところがあります。最初のところで使い切ってしまうと、その後が困ってしまうものですから、やむを得なくやらざるを得ない。また、基本的には優先順位からいいますと、町の職員が見て、ここはやっていかなければならぬなというところを見ていっております。その後で、前後になるのですけれども、地域さんのほうと、地域会長さんとか役員さんとかと情報交換して、これならこちらのほうを先にやってほしいのだよなとかということも情報も入れてもらいながら、調整していっております。

それから、今回、舗装の一部補修もございますが、今、委員おっしゃったとおり、私どもが上げているのが、路線が長くて交付金事業等で事業化できる可能性のあるものについては、この中で単費で上げておりませんで、過去にやはり1層舗装で表面を補修して、それで一定程度の満足を得られていたところが傷んできたというところでいきますと、短い路線で事業化の図れない路線については路盤から直したり、縁石も歩道については傷んでいるところを直したりというふうに、ただの舗装、補修だけでない部分も考えてございます。ということで、ご理解のほどお願いいたします。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、12款公債費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

館田委員。

○委員（館田賢治君） 公債費のこの元金のいわゆる償還金利息割引料の332万円の繰り上げ

償還と言ったね、たしか。これ何の繰り上げ償還なのですか。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

先ほど歳入の9ページでご説明をいたしました標茶町地域総合整備資金元金収入663万2,000円の部分に係る起債の繰り上げ償還分でございます。

○委員長（深見 迪君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） 収入のところでもそれはちょっと聞かなければいけないなと思っていたのですが、そうするとこの整備資金というのはどこの、うちの部分の繰り上げ償還なのですか、それとも相手があるのですか、これ。そこのところをはっきりしてください。これ今言った資金の名前はわかるのだけれども、うちの標茶町の部分なのですか。それとも、どこかのやつの転貸みたいな形になったやつの繰り上げなのですか。その辺ちょっと教えてください。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたしたいと思いますが、委員ご存じだと思いますが、地域総合整備資金につきましては、財団に貸し付けと収入の委託を行っております。通称ふるさと財団といいます。そのふるさと財団のふるさと融資につきましては、民間の事業者さんと市中の金融機関とのお話によって、この資金を使いたいという計画があった場合には、町のほうに申請がございます。町のほうでは、ふるさと財団のほうに進達をして事業の内容、将来性、採算性等も含めて財団のほうで審査を行って、町のほうに意見書が提出されているわけです。その部分について、町のほうで貸し付けを可とした場合につきましては、全額、総務大臣のほうから許可をいただきまして地方債を起すわけでございます。その貸し付けを行った部分につきましても年間の分割払いでなっております。その年間の部分に合わせまして起債の償還の年数も合っております。ですから、元本が全額返ってまいりますと、町が借りた起債の部分につきましても、繰り上げ償還をしなければならないということで、今回、歳入歳出両方のほうに計上させていただいております。

○委員長（深見 迪君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） これ総括でちょっと詳しく聞かせていただきますけれども、私自身、記憶の中でわかっているのが間違いなければ、通り抜け予算だというふうに聞いていたのですが、当時。そんなようなことを踏まえて、ここは今簡単に聞いておいて、総括で詳しく聞きたいと思います。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税から21款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、以上で議案第56号、一般会計補正予算を終わります。
次に、議案第57号、下水道事業特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算、歳入、1款総務費から3款公債費まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

田中委員。

○委員（田中敏文君） 先ほど内容説明の中でちょっと聞いてはいたのですが、8ページの公共下水道整備費の200万円の部分、もう少し詳しくお話を聞きたいなと思います。

○委員長（深見 迪君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

この水洗化改造工事補助金につきましては、磯分内地区が地下水を使っているということで、下水道を接続するに当たって、地下水を今までどおり流しっ放しにされると処理場が機能しなくなるということで、その流しっ放しを防止するために、町のほうでもって補助金を出すということで決めさせていただきまして、この事業につきましては、その水洗化する過程の工事にするための補助金ですので、町の単独費ということで当初予算では計上しておりました。100万円という額は、その凍結防止するに当たってはいろいろな方法があるわけですが、一番安いだろうという、流しでのバルブの切りかえによる防止が一番、大体5万円ぐらいでできるということで、5万円の20件分の100万円ということで計上させていただきました。

まず、これが今回、国の交付金事業の効果促進事業という、国の昔で言えば補助事業ですが、それで認められたと。補助事業としてやっていいですよ。この効果促進事業というのは、本来の下水道事業の効果を上げるために必要な事業であればいいですよということで認められまして、通常の污水管を入れたり処理場を建設する補助事業と同じような格好で国の事業として認められたということで、事業費の50%が交付金として国費が入ってくると。そういうことで管理費一般総務費のほうから2款の公共下水道事業費のほうに予算を組み替えさせていただいたと。

現在、うちの当初5万円の20件程度だろうということで予算を見ていたのですが、現在、5件上がってきておまして53万5,000円と。要は、結構、凍結深度まで下げて、そして不凍栓をつけたりという、そういう防止の方法が、それは個人に任せておりますので、そういう方法で現在もう半分以上出てしまいましたので、ことしやる上で100万円だと不足するおそれもあるということで、組み替えと一緒に100万円追加させていただいたということでございます。

○委員長（深見 迪君） よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、第1条、歳入歳出予算、歳入、3款国庫支出金の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、以上で議案第57号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第58号、介護保険事業特別会計補正予算、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算、歳出、6款諸支出金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

館田委員。

○委員(館田賢治君) 繰越金の1,538万円というのは、一応この事業の23年度の最終結論が出たということで理解しているわけですが、既に認定で私たちも今もらっているのですが、それまだこの補正との関連では資料を見ていないものですからちょっと確認できませんけれども、今年度の保険事業勘定の最終的な実質収支というのは幾らになったのでしょうか。そのうちからの繰り入れだと思うのですが、それで間違いないですか。

○委員長(深見 迪君) 住民課長、佐藤君。

○住民課長(佐藤吉彦君) お答えしたいと思います。

今私も決算書がちょっと手元にないのですが、約一千八百何がしの金額が繰り越しということで決算の資料に記載されていると思います。その中を今回、返還する財源という形で充てさせていただきます。

○委員長(深見 迪君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算、歳入、7款繰越金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算、歳出、1款サービス事業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算、歳入、2款繰入金から5款道支出金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、以上で議案第58号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

以上で議題3案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時51分

○委員長（深見 迪君） 続きまして、議題3案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君）（発言席） せっかくの機会ですので、何点か質問をさせていただきます。

今年7月23日から9月14日までの間、電力不足ということで、本町も54施設ですか、役場を初め節電に取り組んでこられました。聞くところによると、新聞報道では冬場も1.7パーセント足りなくなるのではないかなというような報道もあります。それで、これからは寒い時期にも入りますし、節電といっても暖房の部分ではかなりそっちのほうもシフトしていかなければならないし、早く暗くなるから早く電気も点灯しなければならないという時期も迫ってきております。

そういう中で、役場も当然お考えのことだとは思いますが、順次、CO₂削減、温暖化防止、それから消費電力にもかかわってくるとは思いますが、消費電力の減を目指すという意味から、発光ダイオード、LED、その導入をそろそろ真剣に考えて取り組んでいく時期に来ているのではないかなと思っておりますけれども、その辺の見解について伺いたいと思っております。

○委員長（深見 迪君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。

町有施設全般的な節電対策に係っておりますから、私のほうから説明をさせていただきます。

基本的な考え方から申し上げますと、町有施設、この間、今現在も節電対策をしていますけれども、LED化については、既存の予算内で更新する分についてははしていくということにしております。ただ、これまで耐震化の部分での工事にかかわって、電灯等の改修等に補助がつけば、その部分で進めるところは進めてございますけれども、まだまだこれから進める箇所がかなり多いということでございます。実際にはハロゲンだとか水銀灯だとか、かなり消費がかかる部分は先行して行うような計画もございまして、これを今後に向けて進めていきたい。ただ、現状で言いますと、いろんなLEDの機械、LEDの部分が出ていますから、金額的にもどんどん安価になってきていることもあります。それから、技術的にも器具を取りかえないで管だけでもいいようなものも出てきております。そういった意味で、内容を十分検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（深見 迪君） 川村委員。

○委員（川村多美男君） 今、課長のほうから、できるところはもう既に取り組んでいるし、今後も考えているということでございますが、4年前の発売当時から見ると、新聞報道でも、大体今は半額ぐらいに直管の部分でも下がっているということでございますし、財政の部分もかかわってきますけれども、できるだけ頻繁に使う施設、多く人が集まるような施設を先行して取りつけていくというようなことも進めていただきたいと思います。

それと、天井のことにちょっとかかわるのですが、これは昨年6月までに義務化されている個人住宅の部分の火災報知器の設置なのですが、新聞報道で昨年ですか、私が見たのは9月ごろだったかな、ちょうど1年ぐらい前かな、大体北部の関係では87%ぐらいが完了しているというような報道がありました。最近の報道では、空知管内の美唄のほうはかなりおくらせていて54%から52%で低いのだと、道内でも。それから比べると、この北部消防の弟子屈、標茶、

鶴居さんですか、そのあたりはかなり進んでいるのかなと、設置状況は、設置率は。ただ、道は必ず100%を目標にしていきたいという報道もありましたので、その足りない部分、十何%ですか、その辺の取り組みについても積極的に進めていくべきでないかなと。最終的には人命にかかわることですので、この辺の見解を伺いたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

住宅関係、総合的な部分でありますから、安全・安心の部分の観点から、私のほうからお答えをしたいと思います。

住宅用火災警報器等の設置義務化が、23年の5月末までに設置するような義務化がされてございます。委員のご指摘のように、まだ完了していない部分が10数%残っているという調査結果でありますけれども、私ども押さえている数字は消防が実際には調査してございまして、消防が調査した時点が今年の9月22日現在で、ホームページに出ているのですけれども、その時点で75%という数字が出ています。ただ、義務化の前の9月ですので、義務化が9月末ですから、かなりそれよりも多く設置されているというふうには認識してございます。その後の調査はまだしていないということでもありますから、ただ100%になっているかどうかというのも含めて、それぞれの点検を含めて広報を通じながら、あるいはこの間、総合防災訓練でもブースといいますか、講堂の中でブースをつくりながら住民等の周知を図ったこともございますから、それぞれ、うちと消防との連携を図りながら、安全な地域をつくっていかうということで協力体制をしていきたいというふうに考えています。

○委員長（深見 迪君） 川村君。

○委員（川村多美男君） はい、ありがとうございます。

次に、町民から私、直接最近聞いたのでございますが、旭1号公園ですか、子供も私が通りかかると何人かブランコに乗って遊んでいる場面も見ております。それで、トイレが汚いのではないかと。今どきぽったん式だぞと。あれ水洗にできないのかというような声も町民から聞いているのですが、少子化も進んでいますし、地域の要望等も、兼ね合いもあると思うのですが、この1号公園のトイレの部分についてはどのように考えているのか、教えていただきたいと思えます。

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

旭1号公園につきましては、都市計画上の小規模の街区公園になっておりまして、町民に最も身近な公園の種別になってございます。トイレにつきましては、ご指摘のとおり、くみ取り式になってございます。年数も経過しておりまして、このトイレの存続につきましては、管理をお願いしております町内会さんのほうとも以前にご協議させていただいておりまして、隣接する開発センターの水洗トイレも利用できるということもあまして、町内会さんのほうでもかなり悩まれたようなのですけれども、災害時等いろんな部分を考えて、当面、現状のくみ取り式で存続したいということでしたので、私どものほうとしても、そのときに協議の上、目隠し板の塗りかえ等を実施いたしました。そして、その後も町内会さんによる掃除は、古さの部分ではやはりどうしようもない部分はあるのですけれども、清掃の部分についてはしっかりやっていたらいいというふうにして理解しております。

○委員長（深見 迪君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 地域会のほうとも相談しながら進めているということで、私はその旭町の地域に住んでいる者ではありませんので、それ以上のことは言えませんが、私の地元で、今、幼保一体化というか、一元化というか、新築が進んでおまして、できるのを心待ちにしている一人でありますし、できたら大変すばらしい施設になるのだろうなというふうに思っております。

それで、その隣の桜公園なのですが、これも公園なのですが、かなり古い時期に公園をつくっていただいて今に至っております、草刈り等は町内会で補助金をいただきながら年間草刈りをしていただいているという、そういう状況でございますが、かなり私も目の前に住んでいるのですが、フェンスも結構昔のもので、車か何か当たって曲がっているのもありますし、倒れかかっているのもありますし、それからフェンスと歩道の部分の草の伐採というのも余りされていなくて、中の植栽のブロックですか、3本ぐらいあるのですが、かなり年数たっていますので、ひび割れとか欠けているとか、そういう部分もかなりありますので、またトイレは仮設トイレをずっと設置していただいておりますけれども、この辺についての整備についての、桜公園の。隣が立派な施設になって、隣がみずばらしい公園だったら、私の口からこんなことを言ったら怒られるのだけれども、その辺の考え方については今現在どのような考えをしているのか、伺いたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 桜児童公園につきましても、本町に全部で7カ所あります一番小規模の、町民に、利用者に最も身近な街区公園として、常盤公園の昭和46年の開設からスタートいたしまして、桜につきましても、昭和56年に設置されて30年ちょっとたっている状況でございます。それで、町内会のほうに協力を得ながら、現在、管理している状況にあります。

改修計画なのですが、今、委員ご指摘のとおり、施設の老朽化、それから建設当時の利用形態や少子化等でかなり使われ方も変化してきておまして、ことし常盤の児童公園を今発注しようとしているのですが、この工事实施に至るまでの手法と同様に、準備が整い次第、次年度からでも町内会さんのほうと新たな桜児童公園についての協議を開始する予定であります。協議が調いましたら、その後、設計、工事等に進めてまいります。常盤の事例でいきましても、また以前は単費でやっていたのですが、交付金事業との絡みもありまして、同年で調うということはちょっとありませんで、何回かの懇談、打ち合わせを持ちながらで数年間の中で改修していきたいなというふうに思っています。

○委員長（深見 迪君） 川村委員。

○委員（川村多美男君） 今、課長のほうから丁寧な、設置年数まで示されております。桜も30年を過ぎているということでありまして、いずれにしても地域会というか町内会と役場が話し合って、町内会の要望もあるだろうし、それからあれをつけてほしい、これをつけてほしい、遊具は今、ブランコ1つしかないわけですし、あとあるといたら土管が1つ、山との間にあって、遊具もほとんど危険だということで取り外されておりますので、どちらかといったら殺風景な公園になってあります。これから、私が一人で決めるわけじゃないので、これは建設課とまた町内会の方々と、私も桜町なのですが、要望なりそういうものを聞きながら、大体ことしは常盤のほうに着手するというような形、ことしから来年にかけてでき上がるのかな。

ということは、桜は来年以降ということになるのかな、そういうことでよろしいですか。

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） これまでの経験上の年数でいきますと、開運さんとやって常盤さんとやって、その間に新設で平和公園もやっております、いろんな思いがあつてなかなか町内会さんのほうでもいろんな意見が出てきてということで、一方的に町のほうでこうしたい、ああしたいという状態にはしたくないなという手法をとってございまして、そのためには数回の打ち合わせ、それから事務レベルでの詰め等を考えますと、やはり協議に少なくとも1年はかかっています、これまでも。交付金事業にのっけるということ、国からの交付金をもらったというということになると、そのタイミングもありますので、少なくとも1年は協議に費やしたいなということで、25年で打ち合わせをスタートさせたとして、26年でもう少し詰めと、あと設計、そして26年以降、27年、26年まとまればまた別ですけれども、26で設計、27で工事みたいな、そういうイメージでは私としては持っております。

○委員長（深見 迪君） 川村君。

○委員（川村多美男君） はい、わかりました。よろしく願ひいたします。

最後に、図書館の部分なのですが、この夏休み、標茶の子供のところにも町外から友達が遊びに来たと。そういうことで、そうしたら図書館でも行って、遊びに行くという感覚なのか、本を読みに行くべということだったのか、わかりませんが、要するに図書館に行くべということで行ったら、たまたま休館日だったということでありまして、大変残念がっていたという話を聞きました。

そこで、夏休み中、20日から25日が夏休み期間かな、その間に1週間に1回、月曜日休館していると思いますけれども、日曜日等を臨時開館できないのかなと。そういうような親からの要望もあったのだということでもございまして、その辺の考え方について聞いて終わりたいなと思いますので、無理か無理でないかわかりませんが、日曜日あけて、今、月曜日休んでいるわけですから、大変無理なことかもしれませんが、その辺の見解はどのようにお考えか。夏休みと冬休みありますけれども、どちらも20日から25日くらいの休み期間ですよ。だから、大体三七、二十一で、もしかしたら3回ぐらい休日に出勤すればあけてはられるなど。全員出るかどうか、それはわかりませんが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（深見 迪君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） ただいまの川村委員のご質問にお答えいたします。

現在、休館日、月曜日に設定してございまして、これは以前からずっとこの形でやっております。また、夏休み、冬休み等、町外からお孫さんが帰ってきて図書館を利用するということもあり得るのかと思います。恐らく届かない声として、そういったこともこれまでであったのかなと。今のご意見を聞いてそうは思っておりますが、今ここで、一定期間、長期休み中の期間、臨時開館しますということはこの場ではお答えできませんので、また図書館の職員のご意見も聞きながら、どういった状況かというのも判断しながら考えていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

○委員（川村多美男君） わかりました。終わります。一言、検討はしてください。それだけ言って終わります。

○委員長（深見 迪君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） 今のご質問にお答えいたします。

図書館には図書館長がおりまして、職員もおります。社会教育課長の立場でお答えできる範囲でございませぬので、お時間をいただきたいと思ひます。

○委員長（深見 迪君） よろしいですね。

○委員（川村多美男君） わかりました。よろしくお願ひします。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませぬか。

館田君。

○委員（館田賢治君） （発言席） 冒頭、小言でもなければ何でもないので、私どもも気をつけなければいけないと、ふだんからそう思っているわけですが、きょう私のほうの立場から嚴重注意をしたわけでありませぬけれども、それと特に関係があるとは言わないのですが、日常のこれは本当に私自身も気をつけなければならぬことでありませぬけれども、挨拶なので、挨拶。町長、これ住民の方々から、町の誰々とは言ひませぬけれども、職員さん、幹部、町長もひっくるめて、非常に挨拶はするのだけれども返事がないと、こういう話が出てくるわけでありませぬ。これは、こうやって補正予算を盛ってどの事業をどうやって遂行していくに当たっても、必ず住民なり地域との触れ合いがあるものから、やっぱりしっかりと結論を出さなければならぬものも出ないわけ。やっぱりその辺がどうなっているのかなと。

それとあわせて、しっかりと職員さんの勤務時間の関係もひっくるめて、やはりもう一度しっかりと点検をしていただきたいと思ひますが、これは副町長なり町長のほうからでも一言。

○委員長（深見 迪君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

私も含めてというご指摘ございませぬので、常日ごろから私自身も含めて職員には挨拶の徹底ということは機会あるごとに伝えているつもりでありませぬし、研修会等々で言っております。もしそういった事例があつた、町民の皆さんからそういったことであれば、このことにつきましては、私は基本中の基本だと思ひしておりますので、繰り返し、もし私自身もそういったことがあつたとすれば、ぜひそういったことのないようにこれからも取り組みたいと思ひしております。

また、勤務時間等々につきましても、これも研修の機会ごとに、これもまた基本中の基本でありますので、もしそういった事例が見られるようなことがあれば、これからも繰り返しみんなで確認をしてまいりたいと、そのように考へておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○委員長（深見 迪君） 館田委員、ちょっと今の質問。

○委員（館田賢治君） 総務費、介護保険の人件費の関係。総務も款、提供しているでしょう。

○委員長（深見 迪君） いや、関係していませんよ。職員費のほうでは出ていないですよ。

○委員（館田賢治君） 総務の職員のやつでなくても、款の提供して、款項出ているでしょう、款が。

○委員長（深見 迪君） はい。

○委員（館田賢治君） それと……

○委員長（深見 迪君） 14款は……

○委員（館田賢治君） 介護保険で、介護保険や何かでも人件費、臨時だけれども、半年でも

使うと出て出ているでしょう。

○委員長（深見 迪君） はい、わかりました。

○委員（舘田賢治君） いいですか。

○委員長（深見 迪君） はい。

○委員（舘田賢治君） まず、交付税の関係なのですが、特例公債もああやっておぐれてきて、新聞では交付税の関係では全く影響は市町村は関係ないよと、こういうことのようにありますが、国の国庫補助、交付税が全く影響ないのであれば、国庫補助の関係では関係が出てきているのかどうか、その点だけお聞かせください。

○委員長（深見 迪君） 休憩します。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時20分

○委員長（深見 迪君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

特例公債法案が廃案になった影響の国庫負担分についてはどうなのだというご質問だと思いますが、それにかかわりまして、9月7日に閣議決定をされました一般会計予算の執行についてという文書が都道府県経由で町村にも届いております。その中で基本的な考え方というのが示されておりまして、国から国民への直接払いの経費ですとか安全保障・司法・治安、緊急性の高い外交活動、災害対策に係る経費、それから経常的な統計・観測事業に係る経費以外については、予算執行に影響が出るというような形で文書が来ております。

現在、国会が閉まっておりますので、特例公債法案の成立がしばらくは見込めないということもございまして、遅かれ早かれ一般会計の財源は枯渇しますということが国から来ておりますので、国からの来る補助金等につきましては、若干遅くなるのではないかという見込みを持っております。

○委員長（深見 迪君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） そうしたら、交付税の関係は心配はないというふうに考えていいので、国庫補助の分だけがちょっとどうなっていくかわからないということの理解でいいのでしょうか。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

交付税法によりまして4、6、9、11月という4回の交付の方法になっております。新聞等で委員もご存じとは思われますが、今回、都道府県分の一部が凍結をされました。地方分につきましては、影響を最小限に抑えたいということで、9月分につきましては、9月10日に全額入ってきております。ただ、これから来るであろうと思われ約4分の1の11月分につきましては、特例公債法案の行方によってはおくれる可能性もなきにしもあらずと考えております。

○委員長（深見 迪君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） わかりました。

これから11月分については心配はあるということで、9月分については予定どおり入ってきたということでありますから、あとは国庫補助の関係では多少どうなっていくか、ずれる可能性はあるのかもわからないと、こういう理解をしてよろしいですね。

それで、町長のほうにお話をしておいたほうがいいかなと思うのは、太陽光の関係であります。太陽光、昨年の福島原発事故を受けて、国を挙げて可能な再生エネルギーの関係で、どんどん全国的に高まってまいっております。そういう形の中で温暖化防止だ、CO₂の削減だ、そんな形で何年か前には町長の太陽光に対する考え方は聞いていたわけですが、あれが反対だとか、嫌だとかというような私自身聞き方をしていないものですから、時代の流れが積み重なってきて、最近になってくると管内的にも道内的にも再生エネルギーの関係ではやれるものをどんどんやっっていこうと。また、標茶はこうやって酪農が第一の町でありますから、そういう農村関係にもやはり普及をしながら民間もひっくるめて、また役場の施設もひっくるめてそういう時期に入ってきたのではなかろうかと。そういうことも踏まえて、昨年、議会全会一致で理事者側のほうに陳情を送っているわけであります。これもまた本当に、まあいいだろうというのではなくて、議会全員が積極的に取り組んでいこうやと、そういうことになってまいっております。

そんな関係上から、もちろん町内の施設については耐震化だとか、いろいろ今進んでおりますから、そういう耐震の終わったところだとか、そういうこともひっくるめて、町民に対する、農家もひっくるめての太陽光の普及というものは、そろそろ来年あたりから検討をさせていただいていいのではないのかなというようなふうに、いや、おまえに言われなくたって考えているぞと言われればそれまでのことですがけれども、その辺の町長の考え方をお聞きしておきたいなと。陳情の願意妥当としてのものも届いているわけですから、それも踏まえてお答えをいただければありがたいなと、このように思います。

○委員長（深見 迪君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

ぜひご理解をいただきたいのは、再生可能エネルギーの普及推進につきましては、私は従来からも本町に賦存するエネルギーを有効に活用すべきだということで、例えば太陽光発電であれば学校、それから現在、合築されておりますさくら保育園、幼稚園等々について、可能なものについてはできるだけ取り入れるという指示をして施設の整備、耐震化に合わせてやっております。

ただ、この太陽光発電の住民の皆様への住宅に対する助成を町単独でというご要望に関しては、何回もお聞きをしておりますけれども、私の考え方としては、それは必ず電気料金としてサーチャージされてきて、基本的に言うと、これを推進していくのは設置をする方ではなくて電気料を負担する一般の住民の皆さん方であると。そういった場合に、町が単独の町の予算として対応するのは、私はいかなるものかなということでも申し上げているわけであります。

実際にヨーロッパ等々の例を見ても、これから先に問題になってくるのは、特に私が懸念をしておりますのは、ことしから再生可能エネルギーの買い取り制度が始まりまして、非常に当初予定していたより高い値段が設定されております。これは、世の中が進んで再生可能エネルギーでの発電量がふえてくれば、それが全部今の仕組みで言いますと電気料金にはね返ってくることになるわけです。そうすると、どなたがやっぱり一番大変になってくるのかを考えたと

きに、もし町が独自で支援する場合には、太陽光発電を設置する方ではなくて、そうでないやり方で負担を軽減することのほうが、町としてやる場合には私は適切でないのかということもずっと申し上げてきているわけでありまして、ただ、ここに来て太陽光発電が非常に多くの皆さん方、業者も含めて参入されてくる、送電網の整備ということが非常に大きな問題になっておりまして、これをどなたが担うかということがあります。

したがって、これについて私どもとしては、これは国の責任において当然やるべきだと思いますけれども、そういった要望活動も続けてまいりますし、またもしそのことが実現できない場合にどうやって整備するか、そういった場合に、例えば送電網をどなたが設置するのかということになった場合に、できるだけ国、電力会社の負担でというお話になりますけれども、そうなりますと、また電気料金にサーチャージされるということは当然考えられるわけでありまして、そうなってきたときに町が独自の施策としてどういったことに支援をしていくのが多くの町民の皆さんの理解を得られるのかということについて言うと、私はやはりもっともっと多くの皆さん方のご意見を伺わなければと思っております。現実には、なぜ町でやらないのかということでも私何人かの町民の方からお尋ねをされました。私はこのように考えていますという説明をいたしますと、ほとんど私が説明した皆さんは、ああ、そういうことなのですね、だから標茶町は独自の支援をやっていないのですねということで納得されております。

そういうことでございますので、私、決して再生可能エネルギーを普及発展することに対して後ろ向きでも何でもなく、前から申し上げていますように、積極的に取り組んでいるつもりでございますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 町長の今言われた設置者が負担をすべきというのは、これは原則的にはそうなのでしょう。それ皆さんどこの市町村の町民も、市民の人もそういう上に立って、そういう大義名分が、大義が今の再生というエネルギーに対して、何とかしてあの原発以降、そうやって進めようという、少しでも対策を練ろうということによってやってきていることで、その上に立って、早く言えば個人につけるものは個人の負担が、そして、ましてやお金ももらえるのだからという意味はわからないわけではないのです。

ただ、そういうことの意味はわからないでもないのですが、我々議会としても全会一致になったというのは、その上に立ってそういう温暖化防止、CO₂の削減等について、積極的に福島のある以降進めていこうと、こういうことで始まったことなのですが、まして標茶は酪農の町だから、農業の振興はもちろんですけれども、それとあわせて町民全体の中に進めていくことはできないだろうか。国の制度がまだないけれども、町単独でもそういうことをしていくことが、やっぱり今の時代として進むべき道でないだろうかということも議会が一致して、いわゆる陳情も送付したわけでありまして。その上に立って町民との考え方をお聞きするという町長の考え方は聞いてもらって結構ですけれども、我々も町民の代表として誰か一人でもこの意に反した人はいないのですよ。

ですから、町長のご理解があれば、いわゆる町長の施策でこれは何とかほかの町村、別海でも弟子屈でも、あれと同じものでなくてもいいから、やはり進めていくということが、私はいかがなものかなと、もう進めていけるのではないのかなと、こういうことでお聞きしたのですよ。ただ、考え方が町長の考え方とこういうふうにしてお互い違うものですから、これお

互いに言い合っても平行線なのです。私たちはこうしていただけないですかと、こう言っているわけですから。

だから、隣の町でどんどん個人で、町単費で出して行ってやっても、電気料にはね返ってきたら、我々の電気料にもはね返ってきているのですよ。隣の町につけた人方の分もみんなはね返ってきているのですよ。だから、町長の言っている考え方はわからないではないのですけれども、黙っていても我々はね返ってどんどん来るものですから。だから、うちの町としても多少そのレールを敷いた、そんなに需要はあるかないか私もわかりませんよ。わかりませんけれども、そういう一つの受け皿はつくってもいいのでないでしょうかと、そういう意味で町長も根っから反対しているわけでないから、そろそろ議会の考え方も入れてもらっていかかなものなのかなと、こう聞いているのです。

これで答えが出ないのであれば平行線ということで、何回やっても同じですからやめませうけれども、もう一度町長、その辺の考え方を踏まえて考えていただいけませんでしょうかね。

○委員長（深見 迪君） 休憩します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時37分

○委員長（深見 迪君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

この問題については、再三、私、自分自身の考え方を申し上げてきました。私自身の考え方としては、やはり例えば電気料金がことし非常に高価になってきて、企業を含めて参入業者が非常にふえてきているということはもう十分採算がとれるという問題だと、そのように考えておきまして、あえて町が単独でやる必要はないと。むしろそれよりは、例えばの話ですけれども、これから先に電気料金が高騰した場合のいわゆる弱者対策を考えるべきではないのかなというのが私自身の考えであります。

しかしながら、そういったことを全部、私の考え方も含めて、やはりそれでもなおかつ支援をしるということでもありますので、それは町民の皆様のご意見と、そのように私は理解をいたしまして、どういった手法が可能かについて検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） こうやって先ほどから私の意見とは同じ、思いは同じところに行くのですが、こうやって検討していただくと、こういうことなものですから、何とか知恵を出していただいて、そっちの道に行けるようにひとつ検討をしていただければ、本当にありがたいなど。

また、町長からいいご返答をいただきました。私もいい質問をしていきたいなど、このように思いますので、よろしくお願いをしたいなど。

それで、次に移りますが、介護保険の関係でちょっと1点お聞きするのですが、4月から介護報酬改定になっていますよね、法律が。それで、24時間の巡回サービスが創設されたわけで

ありますけれども、これ標茶はどんなような、24時間体制というのはどんな体制をとっているのでしょうか。例えば、食事や何かは三度三度、それから医療の関係というのは、いわゆる医療というか、医療行為についてはどのような状態になっているのでしょうか。

○委員長（深見 迪君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

介護保険が変わりまして、24時間のサービスの提供ということが今般うたわれておりますが、現状の標茶のマンパワーの状況等を踏まえて、現状ではまだ24時間のサービス体制は提供できていないという状況でございます。

○委員長（深見 迪君） 課長、医療の行為の問題。

○住民課長（佐藤吉彦君） 申しわけございません、答弁が漏れていたようですので。

医療につきましても、それぞれ例えば本町の場合は訪問介護ステーションがございますので、そういった例えば在宅で介護を受けている方については、それらの方と連携をとりながら緊急時等の対応についてはされているだろうなというふうには理解をしております。

○委員長（深見 迪君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） そうしたら、町は、うちとしては今までと、24時間体制になったけれども、その体制は、医療についても、24時間体制についても、まだ完璧というか、そういう体制はとれていないと。今後、どんなふうに持っていこうとしているのですか。

○委員長（深見 迪君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 今回、第5期の介護保険がスタートした中での現状24時間というサービスの部分がうたわれてきたのですが、その中ではうたい切れていないというか、方向性が出し切れていないという状況が現状だということで、これについては委員もご理解されているのだと思うのですが、今後、やはり施設、それから町内のそういう資源が充実をしていくとか、都会であれば例えば24時間いろいろな施設、そういうステーション等が充実をしてくまして、フルタイムで恐らくサービスを受けられるというような形が実現可能なのだと思うのですが、なかなか医療過疎の地域、そういう介護の資源の少ない地域ではなかなか難しいなど。ただ、そうはいっても、そういった需要が出てくるというのは間違いありませんので、何らかの形で例えば緊急通報等のシステムももちろんそうですし、そういう連絡体制とか、現状可能な資源の中でそういう最低限の連絡はとれるとか、倒れたときに緊急通報の例えばボタンを押していただけたらとか、そういったものについては可能な範囲で対応していきたいなというふうに考えております。

○委員長（深見 迪君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） 本当になかなか法律が変わったからって一挙に体制が完璧になるなんていうようなことは、これはこういう過疎地帯ではなかなかいかないけれども、だんだんそういう需要が出てくるということになりますと、それに応えていただけるような考え方を持っていて、対応できるようにしてもらいたいなど。特に医療行為については、本当に考えていただきたいなと思うわけでありませぬ。

ひとつ病院のほうとも連携をとって頑張ってくださいということで、次の質問に移らせていただきますが、先ほど、私、補正予算で質問をいたしました。ここで言う、補正予算で言う標茶町地域総合整備資金であります、この関係、きのうあたりから私もちらちらとかなり前の

ことを思い出しながらいたのですが、たしかこの時代は何かゼロエミッションだとか、そういうようなことを言いながら、たしか議会で通り抜けの予算というか、そういうことで一切町はかかわらないよ、かかわってはいないし、何らかの負担を負ったり、ご迷惑がかかるとか、また、いいこともないけれどもそういうようなことも一切ないよというような形で来たはずだなと、こんなふうに理解をしていたのですが、660万円ですか、何がしの元金収入が9月の段階で入ってくるというのがちょっと疑問を持ったわけでありまして。そして、公債費の償還のほうを見たら、三百何十万円が出ていると。こういうことでありましてから、これまず1点、この貸付条件というか、この資金の仕組み、当時、私、相当詳しく議論したとかという記憶がないものですから、通り抜けの予算だというふうにだけ頭にあるのです。

それで、この資金の関係について、議論をした関係が何ほ思い出してもないものですから、これの大体の資金の考え方というか、貸し付けの条件だとか、そういうのをちょっとお知らせください。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

先ほどの款項審議のときにも若干ご説明をさせていただきましたが、通称ふるさと融資と言われている部分でございます。これにつきましては、民間事業者が地域振興に資する事業を展開したい、新規に雇用もいたしたいというような事業計画を立てたときに、その資金の調達方法につきましては、民間の金融機関等とお話をされるものと考えておりますが、そこにふるさと財団という資金調達ができるような財団がございますが、このふるさと財団が可とした融資につきましては、無利子で貸すことができるということになっております。その貸すことができる資金の町の調達方法につきましては、地方債を起すことができるということになっておりまして、この貸し付けに係る全額につきましては地方債を充当し、その地方債で起こした金額についてはふるさと財団に貸し付けをし、ふるさと財団が民間事業者に貸し付けをするという形になっておりまして、償還についてはその逆でございます。財団に償還をして、財団が地方公共団体に償還をするという形になっております。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうすると、無利子でふるさと財団が貸すということなのでしょうね。それで、借り主は、これは借りた人が借り主なのだけれども、貸し主というのは誰になるのですか。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

契約上の貸し借りの主としては町と民間事業者でございます。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 私、ここに来ると、貸し主が町ということになってくると、ちょっとわからなくなってきた、そういう議論をしたのかな、しないのかなというような記憶の中でのだけれども、今、課長が言ったとおりだとしたら、これ六百六十何万円、入ってきたのはどこから入ってきたのでしょうか。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

町の歳入に入ってきた債務者につきましては、ふるさと財団でございますが、ふるさと財団には民間事業者から返ってきて、民間事業者が返さない限り、町のほうにも入ってこないという形になっております。

○委員長（深見 迪君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） その話はわかっているのですけれども、660万円が入ってきて、330万円繰り上げ償還。あとの300万円はどんなになっているのか。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたしますが、あくまでもこれ補正予算でございますが、当初予算にこの三百三十何万円を足していただくと、繰り上げ償還分、完結するという形になっております。

○委員長（深見 迪君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） それで、660万円がふるさと財団から入ってきたのですが、保証している銀行から真っすぐ入ってきたわけではないのですね。ふるさと財団経由で入ってきたのですね。これ保証がついていますよね、たしか当時ね。銀行の保証になっているはずなのです。たしかそれで全く町のほうは何が起きてもけがはないよと、こういうことですよ。

それで、今言った660万円入ってきましたよね。これ繰り上げ償還だよ。来年、これ恐らく貸し付けはこれ当時のことを思えば10年ですよ。たしか10年だと思っているのだ、僕ね。いや、どうですか、貸付年。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

今の委員の記憶どおり、貸付年月日は15年でございます、据え置きがございまして、最終償還日につきましては25年、15年ということでございます。

○委員長（深見 迪君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） もう一度聞きます。これ貸付条件、教えてください。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 利率ということで考えれば、無利子でございます。

○委員（舘田賢治君） いや、何年据え置きの何年償還だとかとあるのでないのか。

あなた今15年だか25年、何だ、据え置きの二十……、僕10年かなと思って聞いていたのです。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 貸付条件の貸し付けの償還期間は、最大で15年でございます。

○委員長（深見 迪君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） これふるさと財団のお金というのは最大で15年だとか何年だとかと貸し付けするのですか。それとも、何年据え置きの何年償還ですよと貸してくれるのですか。それとも、その償還は、町が起債を起したから町のほうで決めるのですか。それどっちなのですか。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 期限が15年です。この間の据置期間は5年でございます。町のほうでこの期間で返してくださいということではなくて、15年の中で民間金融機関と民間の事業者が計画を立てて借りる申請をするということでございます。

○委員長（深見 迪君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） いやいや、借り主が民間で、民間のAという会社で、貸す町が、貸し主がだよ、財団から起債を起こして財団からお金をいただくというわけ、財団のほうで……、起債を起こすのでしょうか、町がね。その起こしたやつについては、保証は銀行がするのでしょうか。起こしたやつ。起こしたその金額。銀行がするのでしょうか。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 町が起債をした部分の保証を金融機関がするわけではございません。町が起債をするのは総務大臣から、一般の地方債と同じでございます。それを、地方債を起こすのに誰が保証をするということではございませんので、民間事業者が借りた部分に対してメインバンクであります銀行さんが保証をするという形でございます。

○委員長（深見 迪君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） どうもちょっとわかりやすく、わかるような説明の方法はないかな。町が借り入れして、そして民間に貸すのでしょうか、とりあえず貸し主と借り主の間は。

○委員長（深見 迪君） ちょっと休憩をとります。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時56分

○委員長（深見 迪君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） それで、繰り上げ償還は、三百三十何万円繰り上げ償還したわけでしょう。そうすると、いわゆる三百何十万円というのは、600万円の補正予算、ことしの頭にこの標茶総合整備資金の元金収入として六百何万円、当初予算のときにはこの六百三十何万円を見ているのでしょうか、収入の分。当初予算で。ことしの……、見ているのでないかい。予算計上しているのではないかい、これ。予算計上したお金が入ってきたのでしょうか。入ってきたら、例えば10年で借りていたやつだって三百何十万円払ったら、財団がここに六百何十万円入れたというのは、入ってきたのだからこれはこれでいいのだけれども、三百何万円繰り上げ償還したら、三百何万円残るでしょう。残るということは……、どういうふうになるのかな。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

今回、補正予算の歳入では662万円5,000円でしたでしょうか、部分ですが、実際に繰り上げ償還されたのは25年8月25日までの全ての分でございます。ですから、1回当たり330万円程度の償還分が年2回ずつ行われるということで行くと、約一千二百何十万円が繰り上げ償還をされております。

うちのほうの元金の、起債の返すという金額の中もその繰り上げ償還分に合わせなければなりませんので、残りの三百三十何万円を公債費の336万5,000円という形で補正をさせていただいております。

○委員長（深見 迪君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） そうしたら、昨年度の結果はこれどうなのですか。昨年度。23年度。

23年度の予算はどういうふうになっていたのですか。ちょっと私、見てみなければわからないけれども。23年度。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 先ほどもご説明をいたしました、25年8月25日が最終の期限でございます。町のほうの地方債の期限も25年でございます。それに合わせて返すという形でございます、貸付金が解消されたというか、なくなったら、その貸し付けにかかわっていた地方債も繰り上げ償還をしなければならないというルールがございますから、今回はうちで借りた起債の分も繰り上げ償還するという部分でございます、23年度の部分につきましても、もし間違っていたら後で訂正させていただきますが、六百何十万円という元本の中に今回の部分が含まれているということでございます。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 去年の23年度の決算書を持ってくればよかったのだけれども、23年度の決算での元金収入は、これどんなになっているのですか。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 先ほど歳入のほうでご説明をしたと思いますが、貸付金の元本収入の前に延滞金という欄がございます。この部分につきましては、借りた民間事業者が2月25日の償還分におくれてしまったという部分もございまして、その分も含めて償還、それとそれ以降の分の繰り上げ償還という部分で、おくれた分の延滞金につきましては、15万8,000円の収入を計上させていただいております。ですから、年2回のところが、実際には平成23年度には1回しか償還がなかったということでございます。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） もし仮に年2回のやつが1回の部分が、そうすると収入未済か何かになるよね。そうなった場合、私の言いたいのは、その分のお金というのは町の財源上、何らかの措置は何か要らないものなのですか。未済が発生した時点で、町の措置というか、頭の起債はうちが起債を借りているわけだから、総務大臣の許可を得て。恐らく総額は幾らくらいのかな、何千万円かだと思うのですが、それもひっくるめて教えてください。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたしますが、整備資金の元金がおくれて収入未済になったときの場合はどうなるのだというようなご質問だと思いますが、この元金収入につきましても、一般の歳入と同じでございます、一般会計の財政運営について、これが入ってこないということで完全に穴があいてショートしてしまうというような歳入歳出逆転の現象が起きてしまうようなことがあったら別ですが、これについては繰越金が出るという部分もございまして、特段措置をするというような形ではなく、収入未済という形で繰り越して繰越調定を24年度で起こしております。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） わかりづらいのだけれども、わかりやすく言えば、そういうものが発生しましたと。そうしたら、うちの起債を借りたお金だから、その分についての例えばこれは無利子のお金だけれども、無利子の中に例えば交付税措置があったりなんかするのは我々わからないです、あってもだよ。仮にあったとしても、よくこういう手は交付税が措置で何ぼかあ

るとか、よく世間でやっているから、その分が仮にこれがあるかどうか分からないけれども。あったとしても、これはわかりません。ただ、表に出てきている、そういう未済が出たと。こういったときに、これの後始末するまでの間、繰り上げ償還がきちっと終わるまでの間、私自身の考え方で、思いつき思いつきで言って悪いけれども、利設もない中でその延滞された部分がそのままにしておいていいのかなという気持ちがあるのです。そういうふうに疑問があるのですよ。償還どおりに仮に返されていたらいいのだけれども、延滞されたということになると、その部分については、うちの何らかの利率の設定もしているわけでもなければ何もないと。この利設もしない。だけれども、この例えば一般会計のほうのうちの借り入れだったら、借り入れで貸しているお金だったら、損失補償もしなければならぬかも知れない。損失も出ているのではないのかなというふうに私自身はそういう解釈をしている部分があるのですよ。ただ、今、決算書に三百何十万円という数字が収入未済で載っているということでもありますから、またゆっくり決算のときでも、までの時間がありますから、私もそれまでの間にその辺も整理してもらって、考え方。私の疑問なのはそこにあるのですよ。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたしますが、元金がおくれたときの町に対する損害というのでしょうかね、そういう場合があるのではないのかというご質問だと思いますが、まず町の起債の部分につきましては、民間事業者がおくれたら当然起債ですから返さなければなりません。

○委員（舘田賢治君） いや俺、民間の借りている人のことを言っているのだ。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） ええ、説明をしていますので、はい。

起債の分は返さなければなりません。そして、起債の借りた利子の75%は、先ほど委員おっしゃったとおり、75%特別交付税で見いただいています。残り25%が町がかぶるという状況でございますが、おくれたらもっとかぶるのではないかなというようなご心配だと思うのですが、おくれた場合には契約書の約定どおり遅延損害金14%という形でいただいておりますので、それが今回いただいた15万8,000円という形で歳入に計上させていただいているところであります。

○委員長（深見 迪君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） それと、先ほど一番初めに言ったように、この種のもは、今まで標茶でほかにこれと似たようなものが何件かあったのかどうかというのと、今回のやつの頭金、額は幾らだったのか、それと今回のふるさとのこのお金については、聞くところによると、別に本当に町は何も関係ないよと。全く負担の部分ではかぶっていないのだけれども、関係ないよと言って、事業者のの方が大変苦勞して後始末をやっているわけですけども、町が全く関係ないよ関係ないよという話が聞こえてくるだけに、本当にこれだけいろいろとご心配をしてくるお金をこうやって工面してやるということは、我々も総合計画の中にこれからの産業の育成だとかいろんなものがあって、こうやってやってきているわけですけども、こんな責任があるだろうということはないけれども、まるっきりやっぱり町も責任はないわけでもないというふうに私自身は感じているのですが、その辺、町長なり副町長でもいいですが、どのように感じておられるか、お聞きしたいなと思います。

○委員長（深見 迪君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

まず冒頭、これまでにどういう事例があったかというのがありますけれども、町内では1件活用事例があって、それについては全て完了しているところであります。

また、今後についてはどうかというお話であります。今後、先ほどありましたように地域振興、そして雇用の拡大というようなそれぞれの条件を満たすということであれば、それらの橋渡しを含めて支援をしてみたいというふうに思っております。

また、今般の形でありますけれども、ベンチャー企業の優良事例として道の推奨も受けるなど、非常に極めて優秀な形で道にも認知をされてきたという経過がありますが、やはり公共事業等の縮小等もあったというのも一つの影響だと思います。その中であって町は何もしてこなかったということのご懸念だと思いますが、出だしのところからそれぞれ町の皆さんの思いを受けて、それぞれの機関への橋渡し、そしてふるさと財団への橋渡しも含めましてお手伝いをさせていただいたところでありますし、また道の事業に活用してもらい、また町としても積極的に活用していくというようなことを含めまして、側面的に支援をさせていただいたところであります。そして、今般に至るまでも、その手の相談を受けながら進めてきたところであります。これからの再生についてもまた期待をするところでありますし、それぞれかわりを持ちながら、またそういうことを陰ながら支援をしてみたいというふうに思っていますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） こういうのはこういう流れの中で応援できるのであれば、やっぱり時のあれはどんどん応援をしていかなければならないと思うのだ。私も本当にこれどういうことだったのかな、こんなに複雑なことの議論をした記憶がないのに、もう自分自身が忘れていいのかどうかかわからないけれども、記憶がなく、通り抜け予算だ、通り抜け予算だというふうに頭の中からそれがあるものですから、いわゆる交付税の中からこうなっただけであんなにこういうことでもってこうだから、通り抜けだからこうだよなんて、こんな議論もしたことがないし、通り抜けでもとにかく町には何の関係もないよみたいなことでやったから、こんなに携わっていたのかなという、ふるさと財団のお金はこうなっているのかなというふうには思わなかったのですよ。

それで、この質問はこれで終わって、決算のときもまたちょっと気がつく点があったらお聞きいたしますけれども、これの元金の起債を起した金額は幾らだったのですか。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） ふるさと融資で貸し付けできる金額は、民間事業者が事業計画として考えた総資金計画の20%未満、原則は。ただ、過疎地域においては25%未満という特例がついておりますので、今回の件で貸し付けた金額は5,300万円でございます。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 質問を変えさせていただきます。また10月の決算のときに、ちょっと気がついたらさせていただきますが。

それで、最後になりますが、町長、農業委員会の関係なのですが、最近、非常に農業委員会での農家の人方からのちょっと対応が、職員の方は一生懸命頑張っていると思うのですが、非常に不平不満が一、二個出てきております。そこで、やはり農林課長兼務ということでは

ありますけれども、なかなか酪農の町で農業委員会と農林課長を兼務というのは、びっちり農業委員会にもいられないし、大変なのかなと思いつつもおりますが、農業委員会にそれなりの相談を受けてしっかりと答えができるようなシステムというか、局長クラスがやっぱり必要でないのかなという気は最近していたものですから、まず今回の補正予算で提案もされていることでもありますから、町長のほうにはその辺もひっくるめて、私が言うまでもなく、いろんな情報はつかんでいるのかと思いますけれども、来年度に向けてその辺の体制強化を図ってはどうかかなと、このように思うのですが、いかがなものでしょうか。

○委員長（深見 迪君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

何回か前の定例会のときに、農業委員会はまだまだ余裕があるのでどんどん案件を出すべきだというたしかご意見も伺っておりまして、そのときに私は、農業委員会の農業委員さんの公選もなかなかままならない状況の中で、非常に大変なのだということは申し上げた記憶があるかと思えます。そういった意味で、やはり選ばれた農業委員さんがスムーズに仕事をするために事務局というのがあるわけでありまして、委員のご意見でございますけれども、私は逆に言うと農林課長と兼務をすることによって、いわゆる幅広い農地の利用という視点の中から、局長として農業委員さんのスムーズな運動を支援できると、そのように考えておりまして、委員のご意見ではありますけれども、また私がやってきた経験から言っても、私自身も一応兼務をしておりましたので、やはり農林課長としてだけではなく、農業委員会の局長として農地に対してもっと幅広い見識というのも求められるわけですから、そういった意味で私は決して困難という理解はしておりませんので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 毎日勤務している人が困難はないのでないのかなというふうに思っているわけですから、これまたどうしようもないなと思うのですが、いずれにしても、あっせんが終わったり、いろんな終わった後に、何かが終わった人方が必ず農業委員会に行くわけでもありませんけれども、何かかにかの相談があったり行くわけでありまして、まして法律の番人である農業委員会が何回も農業委員会、農家の人に足を運ばせたり、そういうことではなくて、いわゆる行って相談に乗ってある程度のこともやれるということになると、それ相当にやはりキャリアも要るし、年齢も要るのかなと。そんな面もひっくるめて、情報をさらに収集していただいて、本当にこのままでいいというのであれば、それはそれで私のほうは人事権があるわけでないですから、こうしなさいとは言いませんけれども、できるだけ、私たちの耳に最近入ってくるようになってきているものですから、一応きょうお話はしておこうかなと、こういうふうに思ったので、もう一度お願いをいたします。

○委員長（深見 迪君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） いろいろな方のご意見について、私どもも真摯に受けとめなければいけないと思っております、端的に言うと職員の仕事の処理量が十分でないという、そういう指摘かなと、そういうぐあいに私今承ったのですけれども、もしそういうことであれば、局長が兼務ということが原因ではなくて、農業委員会、農林課含めて体制がどうかということではないのかなと思いますので、そういったご意見につきましては、これは別に農業委員会、農林課だけの問題ではなくて、私ども仕事をしている立場としては、どのセクションにおいても

同じことだと思っておりますので、不断に機構の見直し、事務事業、分掌の見直し等々も行いながら、できるだけ効率的な行政サービスが提供できるように取り組んでまいりたい、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それでは、そのように取り組んでいただきたいと、このように思います。

今度本当にこれで最後であります、合併浄化槽の関係について、農村の合併浄化槽についてお聞きをしておきたいと思えます。

私たちが議会で、きのう本当に合併浄化槽が進んでいけば所管での調査もしてみたいなという話もあって、特に前に転がっているわけでもないから、所管についてはちょっともう少しおくらせるかという話になったものですから。

実際に総合計画の中で、3カ年計画の中でも合併浄化槽は進めていくという考え方でいるわけですが、この合併浄化槽の関係については、どんなところまでどんな準備というか、どの辺まで来ているのか、ちょっとお聞かせをしてもらえないかな。これ住民課もかかわっているのか。

○委員長（深見 迪君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

これにつきましては、ことしの町政執行方針の中でも合併浄化槽を推進するというのをうたっておりまして、生活排水処理計画の見直しがまず必要ですので、その部分について現在着手しているのと、担当につきましては、私どものほうと水道課にも応援をしていただきながら、現在どういう手法で取り組みをしていったらいいのかというような基本的な考え方の整理を今している最中でございます。

それで、早ければ年内に、まずその前に内部の確認作業がちょっと必要なものですから、それを行って、実際にどれだけ町内の需要があるかというアンケート調査も早ければ年内に行いたいというような事務レベルでの現在考え方は持っています。そのペースでいきますと、25年度はさらにそれらの条例等の整備とか事業の内容の確認を行いながら、早ければその翌年度から事業に例えば着手ができるという、そういう大まかな現在スケジュールでやっていただきまして、それらをできれば早いうちに、今、方向性を、内部確認はまだこれからですので、それを行って次のステップへという形に行きたいなというふうに考えております。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうしたら、今はその手法を考えながら24年、25年ぐらいでソフト的なものの考え方をまとめて、26年ぐらいから事業にかかっていけばいいなという考え方ではいるという理解でよろしいですか。

○委員長（深見 迪君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 今、委員からありましたように、可能な範囲で農村地帯、まとまった各集落については磯分内、最後に一定程度終わるということですので、次のステップに移りたいなということで計画を進めたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員（館田賢治君） 終わります。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) 討論はないものと認めます。

これより議題3案を一括して採決いたします。

議題3案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第56号、議案第57号、議案第58号は、原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長(深見 迪君) 以上で議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会に付託された議題3案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 3時24分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

年長委員 後 藤 勲

委員長 深 見 迪